貞丈諸考抄

比那問答
答書
脇差考
鍔鍬木世考
正三記
和字衆説
狩衣考
徒然草太平記
俗説辨母衣辨

ワ3
6486

頭注曰此哥アツマヤノ巻ニ見ヘタリ同シナラヒニ又哥御祓リセシニ一タナン撫物ヲ身ニソフ影ト誰カタノミシ按スルニアツマヤノ巻宿木ノ巻ナラヒ先生一時ノ見落シニテアルニヤ

一

問ひ詞略し

女子の比那を翫ぶ事古き事にてひゐなあそびの事は源氏物語にも見え
たり三月三日ハ常には女子のもてあそぶ事なりし三月三日に今世
ひゐなをかざる事ハ上巳の日にはらへのなでものにする事より始りたる事なるへし
三月上の巳の日に古はらへをする事はらへの人形の撫ものに代
はらへをする陰陽師をまねきて紙の人形を身にそへてその人
のけがれをうつしを陰陽師につけさせはこれをはらへをする
人のかハりに神のかたちをつくりてなるさればその人のかたちをとりたるともなりて
なれは源氏やとり木の巻乃詞に
見し人のかたしろならハ身にそへて恋しき瀬々のなでものにせむ
とよめるを見て思ふに古ハ此代人形を陰陽師にはらへつる
かたしろをもてるを流して代りにせさせしが雛となれる

明治四十二年七月　日
小久江成一氏寄贈

門 ワ3 6486
門 書5 713
73 6486

重て酒盛をなしもてあそひけるもとをり此日のならひの奥
の人のもとへ古来より雪のたゝみれのひなあそひを一つまいらせ
あひしあまたし今も世に伝へ八朔の祝式と云つたへたるは
かの三月の日にならへの流し人かたより出しものなるへし
五月五日に男子の旗をたて冑形なとを飾り菖蒲なとをもてあそ
ふ事も古くよりの事なし中古以来の風俗なり端午ちまきの古代の巻
に五月五日より六月十日まて九ふとの花くすたまなといろいろあそひ
まつれりしとあり是は八十八代後深草院宝治二年の事なり
此頃も祝の花を作り花にて飾る事のありし歟或説に九
十代後宇多院弘安四年に蒙古と云異国より五百艘をうかひ
二万五千余人九百艘の兵船を従へて筑紫の浦へ来りける時
諸社に仰せて祈祷ありし中に山城国愛宕郡の社にて祈

りありしに八月一日大風起て百の兵船ことごとく沈みてともとも
く海に溺死してわつかに三人のみ生て本国へ逃帰りし
かの日及び此社の内より白羽の矢飛行しまたりけれは神
のめでたき事は是にあらんとてこの日を祝ひしとそいへり
この此よりの神の祭りの日五月五日神事の時は神人甲
冑を着馬に乗り旗をたてなとし其頃は今日にもならひ軍
のまねをなせしかはそれより此事の始まりて男子の祝となりて
また五月五日に八つの節をもて祝ひて太平を祝ふ
事は今なりぬとして此吉日は信用の祝されし藤森
の社の縁起にもこれらの事をもかの縁起にはこれなきの也
是もし事実を桓武天皇の御世の事と記されしは遺らず
あるへしと

一 女の眉を作り眉毛を剃り落し掃墨にて其形を画く事は宮女の顔色を粧ひ婦女あまたの為也眉を画く事上古よりあり日本紀仲哀天皇八年の紀に新羅国の形を譬へて眉引之国と云へる事ありまよびきとて眉引也まよびきとも時代によりてはみそうと云ひかかきまゆれは眉毛をそり落さずして黒きものをぬりて硯墨（やかきまろ）眉毛を染め眉の形を画いてあるを万葉集に大伴家持の歌にふりさけて三日月見れば一目見し人の眉引おもほゆるかもとよめるも三日月を女の眉引にたとへてよめるなりこれらにて上古より眉作る事を見るべし皆宮女の上にてありける故にそらずに眉毛の形を書そへてぬり細かなるを後には眉毛をそり落して眉毛より少し上の方に墨にて眉を引く事となりたる是は眉毛と目の間の遠きは額狭しくみゆる故也今世まである

一 画りたるにて額の上まで女のまゆを書く事は鳥羽院の御時左大臣有仁公は其好色にて男なれどもこれは女の如くして常よりも殊に粧ひつけ眉を引き掃墨にて黛をしるしめ給ひし事人（源有仁公）に見えたり古年家人大将以下侍以上の者皆京都の人おしなべて其の余風残りて今に至て公家荒みなし右の風俗をなれり又掃墨にて眉を書く事も古よりあり源順の和名抄に黒歯俗云波久路女（一名世ツキモノカネ）とあり順は六十二代村上天皇の御代の人源氏物語栄花物語等にもそめまゆ事ありめずらしき事なり女のおかねつけ是も宮女の風俗也女は髪の長きを好むむかしは長からず又中古には今の如く白髪の長きを好みまま又御門天武天皇朱鳥元年七月乙亥勅婦女垂髪干背猶如故と見ゆ女の髪を結ぶ事は上古の風俗

あるまじき事也日本紀ニ垂髪于背ノ四字ヲウナヰスベシモトバリト
訓せり今も世にさげ髪といふ名は是よりよばれたる也

一 姙婦着帯乃事古よりありし事也源氏物語やどり木の巻にい
とをかしとおぼしつる腰のしるしとありて是を岩田帯の事とし又儀抄
にも見えたり東鑑巻二治承六年三月九日己卯御台所御着帯千
葉介常胤之妻依殊仰孫子小太郎胤政為使献御帯云々武衛
奉令結之給丹後局候陪膳とありて武衛は頼朝なり武衛は兵衛佐

一 小児臍の緒を切時臍帯を伴ふにいかにしても竹刀にて切る事也
なる事神代よりある事也竹刀をアヲヒエと云也日本紀神代巻
に以竹刀截其児臍とあり是火明ノ命火酢芹ノ命火火
出見命等乃誕生ありし時の事也倭名抄膠漆具ノ条
に竹刀日本紀私記に云竹刀阿乎比衣言以竹作刀也と見えたり

臍帯をつぐ事公家にはいかでありしや武家にては将軍三ヅ
からし給ふ事也小笠原長秀の記又曽我将軍家御産所日
記我家の古記にもみえたり是竹刀にて切る事也とし同書
に実は鉄の刀にて切る事は初者の女房とる也今俗にカミソラ
ヲ用ク開二ヘラト名付テ用ルハ非なり

一 日本ニテ呉服と云呉器ト云事十六代応神天皇三十七年
二天皇乃求のみに依て呉王より工女兄媛弟媛呉織穴織此
四人乃女を献せし由日本紀にみえたり兄媛弟媛ハ縫紋する
女也呉織穴織ハ綾を織る女なり此故に呉服ト云也呉王とあるは
呉ノ孫権也○呉器と云もあやまりし五器の事歟後代乃俗なる
食器也五器と云ハ飯椀汁椀平皿壷皿腰高乃五品あるを
五器とも云古の詞ニハ合子ガフシト云

一 ねりぬきの事古書ニハ練緯(ネリヌキ)とあり練貫ともあり貫ノ字を
用るハ訓の同きを借り用る也経ハ生糸にて緯ハ練たる糸
にて織る也練緯ト云ことも二品ありすずしのあるとすず
しのなきとありすずしのなきハすずしやのしきる云にて
ねりぬきと云今世すずしのねりぬきと云類ありけれとも付
これそのるなり是ハすずしの練ぬきしろきねりぬきと云て
すずしの練ぬきハ上よりすそまてふとくも細くも模ニ紋
を織る故ニ家の紋などを付るにあらす後代ハ紋を付て
腰より中に紋をつけるなりより腰ばかりも紋あるハ京染
の模様に近し近年ハこしかりこしあきなどと云を付
て婚礼の時などもとて宮家のねりぬきをはしめ女も紋を
きて、、、

一 女もすずしの練ぬきをきたりのねりぬき練ぬきハ常服也
女中世の宮家ばかりまでハきたりて夫より以後ハきまて文婦人ハ宮女
も将軍家の女房もおやけの時代あはきにねりぬきをきたもし
これそのいろハ紅梅こそみどりきみをぬき白きをとて上臈のきる
るにことであり是ハ東都の将軍の時代の在官我る家に從く
ふる類之今世ハ只上ハすずしの練ぬき高位以下すずしの
練ぬきを定めらして其御家の河割度にて武士の
階級とつけちなんなり

一 撰きの事裁縫常の定家に同し絶もゆきも女縫く
するにもしとす袖口に指り楮をさす之譲ハ是のなるふし
わとのさけにて是をきたるに指り楮をさす中ハ五ヶ下ハ左
右の方の皮のよふきの袖とて三ツて付れ胸紐もありし也

ち謂なるも定なし蜀江錦ハ大将軍なる大和錦ハ侍もゆるしを
得てきる事なり実定公ノ槐林記ニ兼安元年四月二日之定
なり古書に此説あり近世鎧直垂鎧威毛等兵家者流ノ筆
大将ハ何々侍ハ何々ヲ用ト云事アリ古實ニ私ノ新法アリ
漫ニ其説ヲ信ズル事勿レ新井筑後守ヵ正徳年中御用ニて
上京セし時ニ高倉家山科家野宮家ニ装束の事問
ひしに山科家ハ知らずと答らるゝ高倉家野宮家ハ常の装束を
装のやうに答らるゝそのまゝにやありて有りけれ共答へられしより
武家の装束の事ハ知りがたき事になりしと也又鎧をも猥りに着て
すてし古例多し

一 軍陣の弓懸とて別に替る事なし古馬上にてハ一具弓懸
歩射にハ少し細き弓懸宜し軍陣も同し何れも三ツ指の

弓懸に大指に帽子なし古きゆかけ今も残り梅をさるに皆の
ゆかけやら古今のそうりあると見え其の説にいふ悉く事也ゆか
けの指を津く事なし鎌倉大将乃山時富士の巻狩の時之し
指をせらまてはめりて大指にくし指の草に弦つよくある
る様にせらるゝ今の射方にてハくもし指に弦の強くある
事なりし此文に依て考るに古ハ皆をとろへくゝ弓を射る
故大指人さし指にて皆をつかみくもて指を強くうけて
弓引ニて弓やりうる故へし後三年合戦絵巻の外古画ニも
弓く弽を画きたる三ツ指を用ひみたる弽ニ今の如く大指
の股ニ人さし指中指かけたる弽ニハ画かず如此にして射
たまし其狼ニ見えられ侍も古人ハ我力ニ其のちさきちを引
事如此にて又射る弓の神より右の如くそば射られまでと[illegible]

事なるべからず つらつら思ふに大指に帽子を作る事古代の
射書に見えて其事見えず然るに近世堂前の通し矢盛なるに
よりて出来し業のよしなり近世射術何流など流行して
も其術を得る事は通し矢をもて先途として人の為に手柄
をして名利を得んとするのみの好みなり彼徒の心には強弓の勢
をもて堂を通さんと思ひて我力に勝ちたる強弓を引也
強弓なる故に矢数を射れば必大指痛むに依て痛を防
ぐ為に帽子を作り出したるなり 他にも射術と
のされども射ばからずして術は弱し術とは弱弓をもて
矢数を射尽し射手を術とするの義家射は軽
三領に至るまで矢を通して弱弓をもて射手まし 羽ぶら
を春やまで射手あらはれしといふ事陸奥話記にも見えたる是術

也然るに初進の輩は術をば練らずして強弓の力を借りて
通矢せんと欲するより強弓をひきかけて押手にいためられ
肩根をいためて惜しくのびず弦をふるによりとゞかされて十分
に引得られず弓と力とあらそひて気力は上へつりあがり
腰下は空虚になり強弓をふみ渋て一身の気力を
弓にとられ我気力と弓と和合せずして弓の力にばかり
まけて矢の浮きやむゆへ矢勢弱く矢先も落ち侍の射は
一人なりとも敵を射留る事を知るを足とし弓の如く矢を放ち
敵を射る事と同じからず軍中にては一昼一夜矢軍ばかりもある事あり
これは義家の千の矢数は今云ふまでもなく又軍には腰に布まきて巻
き肩を出して合戦の時は侍人のごとくなる事あれば
らの如くする矢を射るは用なたる事なる今の帽子ゆがけからの見

武州の志かしこしあるとき軍に帽子ゆるしまして出て矢を
射つくして後に太刀を抜きてたゝかひけるに帽子ぞや
まゐりて太刀の柄鍔の柄みだられば陣はあらはゆるしけるとぞ
それより陣ときとさらにいかにせんやされば古今のごとく帽子をきるべし
けれども射ることさまあり古法にはそれより後の月も帽子を棄
るといふことなく軍陣ゆるしけるの制もあるゆゑの故にて不審に思ふ
人もあるなり

一 近世陣大刀といふもの事 古代は甲冑をきる時は太刀をさし腰刀
をさすも腰刀はさまかとも小さ刀とも腰刀とも云ふさきにいふ
といふべきありいかれも刃長さ五寸まり八九寸迄長短定なし柄に
まき鞘入れども長さ五寸あまりより大きなるは切る大きさに
まさるもあり又長さ一尺ほど文前などをさす刀也

信長秀吉の比より年月大小をさす事始り軍にも大小をさす
ことになり今の世にも及びて朝に今日と云ふ陣するも陣大小といひ
ならはせりもとより武士の道具にて軍陣の用意なれば事欠
く陣大小などいふ陣のことあるにあらずいはれなき事也
さて軍陣で大刀の如く大小をさしたる事を右のごとく太刀を
陣大小としてさすも右へ前のさしの腰刀をさしてさする也今は
さしてさるはさしと云ふを事になれりいふはしいはるゝなりさて

一 云名同前
ここに云ふものは古代は無し天文十三年外国より鉄炮渡り来り
しより軍に鉄炮を用ひ合戦をはじめしより次第に盛んに甲
冑の製も変じて今世のごとくなれり然れども古の製をも
たがへずして鉄炮の用にも叶ふやうにしたる事なり

とあかりのところにてかみに着たる船を見るに帰りて悪し
此事ハ右絵図のおもてにあらはし申さず候て後に船とも
れかたのやうに見ゆるとも

天明三十二月

答千野間大輔殿ゟ問

伊勢平蔵貞丈書

答書

一 帝の御袍黄櫨染と申ハとの様ゟ染ニ被遊候
其ニこゝる紋のつけたる様なる物の由御座候来同じく
又帝の御袍其外御付之形ハ常と違ひまで被遊也
常の通りまでハ下臈の御装束ハ山形御進候由

一 直衣ニ冠をかふりハ子息之由是ハ中何様の時ニしかふ事
にて候
冠に直衣を着るを冠直衣と申ハ是も我より烏帽子にて直
衣を着てゐるを烏帽子直衣と申ハ是思召次第にてハ束同じの冠
直衣ニハ院当ニハ冠をぬきにて候ゆへしこかりは由装束の
様ゆへつくミてハ
又一位直衣ハ何時何色の位の付ようにかうしる御遊被遊候
直衣ハ大臣下参議以上用之也 常服にハ直衣と雑袍（サツハウ）

とやらて雑袍を聴(ユル)りは、八常の衣冠にて参せられ候隨分なき
人ハ年内ニ直衣ニして参る事ハならすは

一 臣下の直衣ハ冬ハ白夏ハ穀ニ三重襷童躰のハ小葵右の外
深色なるハ着ることにて候なし

直衣春冬ニ表白キ志ニ羅有裏文臥蝶ノ丸也年ノ人ハ
丸ノ勢小クシテ繁クノ居ル也成長ニ随テ勢分ヲ大ク遠ク
居ル也裏何モ平絹若年ノ人ハ紫成人ノ時次第ニ薄ク
ナシ或薄縹ニモスル也猶年老テハ大略ニ白キガ如シ後ニハ
一向白也○夏秋ハ薄物無裏文三重ノダスキ色ハ若年ノ人
二藍(フタアヰ)次第ニ濃クテ花田ヨリ薄花田ニシ後ニハ白キガ如シ弱年
宿老共ニ文ハ同じ○童躰ノ人ハ春冬ニ白浮織物重文(ゲモン)裏ハ紫也夏冬
秋ハ二藍ノ薄物但三重ダスキ○宿徳ノ人ハ春冬ニ表ニハ白

ナキ白綾ヲモ用之裏ハ平絹白也夏ハ穀文ダスキ三重或張ニ平
絹ヲ用或無文ノ薄物着用ノ例也右ハ装束ノ抄物ニ
見ヘタル趣なり

一 親王家ノ御袍深色ハ諸臣下ノ如くニ而也
親王乃服色一品ハ深紫にて二品三品四品の色もたゝ紀しけれ
臣下の位袍に准しけれ无品親王ハ黄袍にて古ハ昔は袍を深黄と
唱(一品也)深緋也とも遠きにも古代も其制をしらす又有品親王位
袍の外ニ黄色闕腋乃袍をも召けり胡面ニ按ニ之し
臣下の袍の色ハ深紫浅紫也古の位より八位まて深縹但し位ニ分けり
ハ薄縹右の外ハ当世の袍は定れり
衣服令乃定ニ一位深紫二三位浅紫四位深緋五位浅緋六位
深緑七位浅緑八位深縹初位浅縹是令條乃定とても

一 五位以上ハ革の外ハ袍も着ル四位より以下ハ無紋にて有
六位以下浅黄無紋 仕丁方 五位以下浅黄紋にて浅黄と見ゆる
遠き事なりとは
一 巻纓ハ五位以上の人冠に用ひても此纓の事ハ四位も同
にあらず
巻纓ハ武官の人の冠にて文官ハ纓を巻事なし近衛
武官と申ハ左右近衛府左右兵衛府左右衛門府是也此
四府と申て武官にては行幸ノ供奉の時四位五位六位
ハ弓箭帯候
一 古画ハ業平朝臣の束帯の袍なる袍をも用ゆる随身の様を
見るに何も御幸の御時の袍にて此様なる
古画と申ハ何も只古きばかりにて有職家の俗絵なとハ官人

古画ハ冠服の色文ハ有職家に見ゆる也されハ知らずして画師へ
頼まれたる絵ハ土佐家の絵ハ有職をも正して画なれハ画師にても
有職家に見せてハ古の古画業平朝臣束帯の袍なる袍をも見るに随身姿
を描きてハ束帯の袍なる袍ハ縫腋の袍と申して文官の袍也
業平ハ中将にては武官にて有る闕腋の袍にて有へき事
にはけつて其の袍乃くさハ将軍に似たる紋をも随身の時と
見えたる事定りたる事と見る何も其の事や行幸にも供奉
にもなきしの事とは
且冠ハ三年たてきの袍にて冠をも被りし紋をも見る事又は
右之様なる事とは今世袍の文ハ何とか有て帰られ
将軍一の三家ならてハならぬとも是ハ三家の文古画ニ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

武官なるゆへの徒の名也とても付縫を袍に縫へしと云事も
見えず古代は色の定なかりしにて文は何にてもありけらし
りしとみえ古画にもさまざまの文を画けり三重たすきも
見えたれは麻にみゆるこの文多くは才と分ケは武官ノ男ミテは
又何にもあれ今は闕腋の袍にて草胡簶を帯るゆへ武官とは見えたり何
位の人にても武官なる者に定れけれは
又今の縫腋にては有文なしては縫を画き色とりたるにて
褐衣（カチエ）とて闕腋袍のやうなるを女腋とめしたるを色摺なる
紫束の盤絵（ジエ）と（蛮絵ト書ハ非ナリ）丸を大にして中に飛獅子
鷹あるなどはいづれにても画を彩色したる服とも見えしや
なとは図を見るべし又近来の下乃将曹（ショウソウ）府生（フシャウ）番
長（ヲサ）なと中着るの服にて侍る。

一 狩衣は狩の時又は常にも堂上よも出ありしその出所は
狩衣の根元は天子の御狩の時着給ふ御衣の名にて服にては
袖を下て括りて袖をくくりあけて小袖を
さしたるゆへに名ある也をつゐにも使りまきあるかしたるに
布にて縫したる也布衣（ホウイ）と書てかりきぬとも云狩衣は便
利なる服也後には常の服にも用る事になりし公卿
も着せらるゝ也殿文殿なとにて縫ひ表服とありしなり

一 堂上の随身の装束は何にもものにて候ふものは
布にも見ゆく闕腋の袍にてそれは古色のは褐衣やの袍服今は
見えたるは武官の装束にて同じ袍にて後代の狩衣を襖
ト称してまぎれ事なし狩衣は闕腋袍に似たる故狩
襖と云ふなるべし後には狩くゝりを略して襖とばかり

云ふ書上の禅と申するは於ゐて世の人の禅と称ゐしハ
別の義の説しる義をし、指をさし、多くの人の見る事の益あるへき
也

天明三年二十七

伊勢平蔵貞丈

照指考

一
首の脇指と申ハ昔ハこしらへ〳〵さしそへといひいつの比ゟ
ハ何比迄申候哉今のことくさしハ脇差と申候共
若年者脇指の刀と申ハ刀と申ハ又指の長さ也て脇よ
さし戴れ脇指の刀也て右の手把巻まて三尺ほとこれを長さ刀
気ニ柄を掴候得ハ腰の刀を抜て上頭也
抜んとすれハ宮氏頭也縮めて刀のさやをさして突へきを
のふ間をきつてうかる首なりされハ刀を奪われ参らせし
と討合ける間刀の長さ一寸余り折まて失なけり闘をも
ニ刀を振捨て脇指の刀を抜て其御心もとの名を二刀
さしとあり右腰刀といふ刀といふは名を一通りてさや巻
と刀并首つき刀也て短き物と名のこときこしの刀とも
頭つき刀同前に短き物にて是ハ懐中刀と申なく懐中よ

隠してさす者とては潤色も脇差の間合の間に隠しして お
ならぬとはいひしことさへの拵は明暦年のあひしころまでは
鞘も鍔も及び拵は懐中に脇差あるし たとへさすとても懐中
衣服に隠らぬ為にかくせる事にてさしぬ者もあり 今いふ にのこと云
たとへ合口拵を嫌ひもらる事にて其の指替に懐中にて帯の間へ
よみあしきものとありて外へ見えし所もあるは小刀はなくして
鉾とさす鞘を抜け鯉口ぬけひてるみかけする義理也
身我相違あることでるも刀さのことてぬけひてるみせも刀さふ
小刀の事さしも十割披露え紀によ刃成たが実に弱にはよ
差隠し恥隠されしよいとまかずしても刀よりあら
かいにれ出して金撞れし事あるえそう故脇指はいつはりも
懐中より出して外へさます事まりさ考ふる事也

の外にこの者が腰刀に代りてさし始めし事とみえたり 都鄙 者流
くせ上貧窮によりし故 乞食なる者悦きし故 貞観教訓書にいふ 此書は元禄年ノ記之 古き世ある
人もみえざるに脇指とて人に隠してさす事ありし世にあかざるによ
うちもしく人のつんぬやうにさしまするとも人にみえざられさらんは
上意へ対しいかなる御心のあるやとてそれて曲事なるべし
脇指さす事は軍陣の指腰なるをその時似合さゝず
小者なとには似合まじき事に仕まる者の脇指とみえたり
さす事かはなららずともしと見えを当世まで人のなりまた
下者よりある近代の若者の好きなてとはいへるとあり然は
東山殿なりしこの者脇指を外へ出して指始めしよう
事起りもてあらし蜷川親當標記にも脇指の事ありて人の
前へさして出る事は此者これは破る事なく仕の時はれん事とて

しるしにてハさしあけんためにあり又大内問答（大内義興問伊勢守貞陸答）
（永正六年ノ記）にも拇指の事ハ隠没とて人々にミせさる様に自然
されは郎等中にてもハゆめ〳〵他に見せさる事にてなとあり
右の如く懐中に隠してさゝとおもふ事なれとも人々にも知
いつれ家々にて梅鞘にて八九寸ハあるといふ事也故高時
の昭指も元亨と因拠すれとも今ハ寸尺もなく定りなく鏡
をそへて大刀のこしらへに似せる等ともいふ事もあるにや
昔より諸ゝの家ゝの事ハ詳ならさる故に信長秀吉
の戦国大乱の時より一変しける様なれ共昔の形
の遺りさる故諸家の古きに今のこしらへに似たる
とも見え孫子のまゝにて今も古き様にハあらさるにし
て享保の頃より古きを重んしけるやうにて法もなく有り

きちる也

一 今のこしらへにてハ腰物の拵なと定まりなく
名詳ならされは服の無きにさすれハ也

一 惣てさしそへといふハ何の首刀とも同前様なれハ
昔ハさしそへと申名古書にみえすされ共是ハ右腰刀とも称ふ
てハ古代ハ鐔なき刀にて大刀を帯そへしは腰刀とも帯しハ古画
等縁起にて見えて然れハ腰刀もさしそへとはせすして又さす事
ハ近江の頃より近代信長秀吉なとの治世より風俗の大
に変る事になりし長陣刀陣指なとして左の腰ハ
二腰にてさしそへ首なき刀とはいさしてさす事ハ更に
しかしてさしそへハ首なき刀にてあるへし腰刀にて右ハ左の
腰にさしたる也さして大刀に添てさしたる故にて候

一 軍ニ用ル太刀乃事
昔軍ニ用ル太刀ハ糸巻の太刀又ハ黒塗くろうるしにて作りたる
太刀にて当世之糸巻の太刀と云ハ拵にて只黒作ハ黒塗ときさ
りの太刀ニ虎皮鞘かけたる太刀にて糸巻の太刀ハ今時武家也
家の時節にも太刀にて装束の時にもあらハ緒出る
もあるなり

一 打刀の事
昔是ハ常ニ今ノ大小と申てさしたる大の刀にて古ハ陣刀
ともいふ日常ニ差たる物也当流者ニ不及也

一 腰刀の事
昔腰刀とも腰物とも刀とも申さうとも小サ刀ともいふ草名
ともいふ巻の刀にて申ならてハ長サ又のゝ七八寸迄の拵にて鞘

ハうるしぬり柄ハさめかけたるもあり又ハ鞘柄ともに唐木に
して皆今ハあるものつかハ巻ず鞘へ入れず小刀かうがいもさし
て是を拵付たる也八寸ほど是を挽てさしたるを大きなる
さし付るも付ざるもあり今の世の小サ刀の足金無くして
柄を巻かず鞘を塗めてハ昔古の腰刀にてハ制なき
事と云ふ也但古乃さやまきの刀ハ鞘ニ横にきざみめ
ありたとへハ海老のからのやうにきざみめあるなり
ハきざみめあり故ニさやまきと云なり

明和八年十二月廿日
右多賀常政問ニ答之也　伊勢平蔵貞丈

餝劔木也考

餝劔木也考ノ
餝抜曰古物餝劔大略木也〇軍器考ニ餝抜ヲ引テ古ヘノ
物大略ハ木ニテ作レル物トゾ見エタル〇同餘ニ云按スルニ餝
抜ヲ引キ餝劔ノ説ヲナシ給フトテ古ノ物大略木ニテ作レル物ト
ソ見エタル申ヲ注サル木ニテ作レルトハ鞘ハモトヨリ木ニテ作レハ
此ノ事ニテハアラジナラバ刄ノ木刀ナルヲ云フニヤト猶ウタカハシケ
レハ餝抜ヲヒラキ見ルニ餝劔ノ篇嘉祥元年ノ次ノ文ニ見
エタルハ又曰古物餝劔大略木地云云コノ木地トアルハてガフベ
クモ無キ鞘ノ事ナリト己ハてドヒ精レヌト思ヘド木地ヲ木
ニテ作レルト書セシ餝抜ノ一本モアルニヤ尋ヌヘキ事也
貞丈云餝抜ノ諸本多クハ皆木也トアリ又木ノ字ナノ下ノ
傍ニイニ地ト書加タル本モアリ或ハ木也ノ也ノ字ニ土偏ヲ

西三條装束抄錺劔ノ条ニ鞘ハ大略木地ノヨシシルセリ云々此文錺抄ニ木也トアルヲ鞘ノ事ト思ヒ誤レルナリ用ヘカラス

付テ木地ト書タル本モアリ按スルニ木也トアルヲ正トスベキ歟古物錺劔大略木也トイヘル其古物ノ二字ハ今ノ物ニ對シテ古今ノ相異ナルヲ云ヘル也錺劔ハ武備ノ劔ニハアラス儀刀トテ文官ノ人勅授帯劔ノ宣ヲ蒙リテ威儀ノ為ニ帯スル劔ナルガ故古代ハ木ヲ以テ刄ヲ作リテ外貌ヲハ真劔ノ如ク錺リ成シタルナルヘシ凡太刀ニ錺ナキハ無シ然ルニ此太刀ニ限リテ錺劔ト名付タルハ木刀ヲ真劔ノ如ク錺タル故ノ名ナルベシ然レハ木也トアルヲ正トスヘシ異本ニ木地也ト云地ノ字ハ後人ノ加筆ナルヘシ鞘ノ事ナラバ或ハ木地螺鈿或ハ木地蒔絵ナドヽアルベキニ木地トノミアルハ不審也螺鈿モ蒔絵モナクシテ素ノ木地ナル鞘ハ何ノ書ニモ見エズ地ノ字ヲ加タルハ通方卿ノ本意ニハアラジ然レバ白石ノ説ハ是ニシテ忠郷ノ説ハ非

也トヤイハム又按錺劔ノ錺ノ字ノ意ハ儀ノ字ノ意味モアルヘシ

貞丈書

正三記

一 正三記　安永二年正月三日始記之　平貞丈述

水嶋ト也傳ノ小笠原流ノ書ニ十張弓之巻ト云物アリ
是ト也カ妄作也妄作ト云事ヲ知ラザレハ惑フ故左ニ記ス
書ニ曰ク○夫弓ノ一カト云事ハ八百五十目又八十目相應ノ矢ハ八文目
也弦ハ三文目五分カ成ヘシ是十一歳之人弓始ニ可用口傳○俗ニ弓ノ一カ說多賀
諳忠ノ書ノ旨ニ違タリ

○作形弓竹也童子射初之時用之○圖白木ト上下カフラ
藤矢スリ皮アリ
○紫話弓紫竹ニテホリタル弓也公家将軍用之仍テ柔木
ニ可須付尻篭包笥鷹鳥羽之的矢可有院参時鳥打紙ニ
テ左巻ニシテノ弓ヲ右ニ持其日ノ大将軍ト知ル例モアリ○圖上
下カフラ皮矢スリ藤アリ

○嵐弓柳将軍持之藤之巻留何モ廣サ一寸一分宛也是ヲ
紫話ヲリニ巻時ハ紫糸藤弓ト云也○圖末ハスカフラ藤七所巻
七徳七曜天スリ夜五不巻五常息打三所巻三宝光神三光弭革五巻木火土金水
弭下藤七所巻七其下五巻五本ハスカフラ又藤三巻三弓黒ヌリ藤
白

○腹形弓悪ノ降伏同産処ニ用之矢指地指七寸宛巻楯相藤
也矢摺四寸燕藤也○圖末ハス木ハスセンタン藤各七寸矢摺藤
四寸矢スリヨリ上センタン藤迄ノ間四所巻弭ヨリ下センタン藤
テノ弓五所巻弓黒ヌリ藤白

○弦音弓梓ノ木ニテノ打タル白木弓之同竹ハ外竹ヲ真サヽ
ニ打内竹ヲ逆様ニ打ヘシ弦ハ塗弦也此弓内裏ノ大床ニテ
夏冬ニ鳴弦スル也是梓弓祈弓トモ云二十人ハ不可用之

○圖末本カフラ藤矢スリ藤アリ

○四維形弓騎馬弓也薄赤漆ノ弓ニ千旦巻スガ糸ニテ
八分ニ巻ク矢摺四寸巻塗弦色可用○圖上ハス千旦巻矢
スリ藤アリ其中間七所巻弭下六所巻其下ニ千タヽ巻アリ
矢スリノ所四寸ト書タリ

○流弓栴ニテ作タル弓也黒ヌリ紙一寸ニテ七徳ニ三光五形
ヲ巻也白弦掛流鏑馬弓也○図弓黒ヌリ藤白末本ハズ
カフラ藤アリ矢スリ藤アリ上ノカフラ藤ノ下鳥打七所
巻七徳ト書タリ其下ニ三所巻三光ト書タリ弭下五所巻五形ト書タリ

○水旱弓糸ニテ細ノ廣ク様々ニ巻交色ニ赤漆ニテ塗タ
ル弦也藤ハ不用帝御狩之時騎馬弓也同天篭ノ矢
十六鷹羽上矢ハ白羽四立ニ成ヘシ○図末本ハズカブラ藤矢

スリ藤アリ上ノカフラ藤ノ下十五所巻弭下十一所巻但カ
フラ藤矢スリ藤ハ外也
○剋龍（ヒリウ）弓様々ニ藤ヲ巻同色ニ藤ノ黒塗塗タル弓也是
ヲ塗剋龍藤ト云修羅海上ニテ用白弦掛用○図末本ハズ
カフラ藤矢スリ藤アリ此外ニ弭上十四所巻弭下七所巻藤モ
黒ヌリ也但七所ノ内一所ハ弭ノ下ニ直ニ付巻
○白桐弓桐ニテ打タル白木ノ弓五所ニ二寸八分宛藤巻タル弓也
赤弦掛化障ノ物ヲ可射弓也○図末本ハスカフラトウ矢スリ藤
其外ニ弭上中間一所弭下中間一所藤巻也ム以上図形畧之

一 重強ノ弓ニハ太キ弦ヲ掛ル也

一 軽弱ノ弓ニハ細キ弦ヲ掛ル也

一 重強弓ニハ太キ重キ箭ヲ用ヘシ

一 軽弱弓ニハ少キ軽キ箭ヲ番ヘシ

一 通箭ノ事浮キ軽キ篦ヲ用ル也羽ハ雉之鳴尾ヲ付也根
先細ガ吉口傳

中 物ニ中ル矢ノ名ヲ云

黄 射タル所ニ矢目ナキヲ云

天 空ノ物可射矢也拵様口傳

居 不動物ヲ射也不動トハ不射矢也矢根尖矢也

木 木ニ中リテ通ル矢也

剋 矢目跡クサル矢也

金 金ニ通ル矢之名也

應永十四八月十有五日

小笠原備前守持長
同民部少輔持清

寛正五十月

多賀豊後守高忠
水嶋卜也之氏識
伊藤甚左衛門幸氏

右小笠原并多賀氏ノ奥書曰右之トイヘトモ古書ニ非ズ又云柳ノ木桐ノ木ニテ弓ヲ造ル事古書ニ曽テ無之事也笑ヘシ又云寛正ノ比通ヒ矢ト云フ無之

一談海巻之ノ九六ニ曰寛文十一辛亥年十一月ノ比小笠原丹斎江式正之御弓矢承ル 仍付出来ニヨツテ今日是ヲ上ル於ニ

御座弓仕　上之覚

青漆御弓二張對　黄漆御弓　同断
赤漆御弓同断　白漆御弓　同断
黒漆御弓同断　三所藤御弓　同断
村重藤御弓同断　尓禽御弓　同断
卦朱ノ御弓同断　紫漆御弓同断
以上　右何茂袋ニ入
御鏑矢十二筋
愛敬之御鏑矢一手　三角御鏑矢同断
染羽之御鏑矢同断　楊柳之御鏑矢同断
荒目之御鏑矢二手
以上

貞丈曰右ノ御弓ノ中三所藤村重藤黒漆ハ古書ニモ其名見タリ青漆以下黄赤白紫尓禽卦朱等ノ弓ハ古書ニ曽テ見エズ又品々ノ鏑矢モ古書ニ曽テ見エズ小笠原家ノ古傳書共ニ其名見エサレバ其製作ノ式ハ猶無之是皆丹斎ガ

妄作也荒目ニテ神頭作ル事ハ高忠聞書ニ見エタリアラ
メニテ鏑矢作ル事古傳書ニハ見エス又弓ヲ一對トミテ二張
ツヽ同様ニソロヘテ作ル事古代ニハ曽テ無之進物ニモ二張ハ贈
ラヌヿ也二張ノ弓ヲ引トテ忌ム事也二張ノ弓ヲ引トハ軍ニ出テ初ハ敵ニ向テ弓ヲ引キ後
ニハ心カハリシテ身方ニ向テ弓ヲ引クヲ云也是ニ心アル武士ニテ不忠ナル故忌ミキラフナリ若人ニ二張贈ルヿアレバ一張ヲバ
張替ト名付ルナリ小笠原丹斎源直經ハ其先祖赤澤山城守
清經ヨリ出テ小笠原ノ一族也シ武藝小傳ノタリ然レハ本氏ハ
赤澤ナリシヲ後ニ小笠原氏ニ改シト見タリ丹斎初ハ浪人ニテ
在シヲ
大猷院殿ノ御代召出サレテ御旗本ノ士ト成タリ延宝六年戊午十月
廿日卒小傳ニ見右丹斎調進ノ御弓矢ノ制ハ小笠原ノ古傳書ニ
曽テ無キ事ナレバ其故實ニ非ル趣ヲ記シタル也然ヒ丹斎小笠原

ヲ名乗ル家ナレバ定ヘテ古傳書ノ外ニ別ニ深キ秘傳アリテ調進
シタル者ナルベシ右ノ如クニ記セハ他ノ家ヲ誹謗似タリ他人ニ對
シテ語ルヘキニ非ス唯我子孫心得ノ爲ニ私ニ是ヲ記シ置ク
也今モ丹斎カ子孫御旗本ニ在リ名ヲ平兵衛ト云也小笠
原ハ源氏ナルニ代々平兵衛ト云モ何ソ故アリテ平ノ字ヲ付
欤

和字衆説

和字衆説

へ 和字ハ正濫抄ニへノ字ト云ヘリ非也ヘハ或ハ邊ノ字ト云ヘリ非邊反ノ字畧字反如此一畫ヲ取テ用来○人ハ是ヘ漢音ハジン呉音ハニンノ音也叶音ハヘンノ音ニテ先仙ノ韻ニ入ル也一説ニ人ハヘノ二ツニテ作リタル字ナル故ニヘノ音アリト云ハ不用也俗ニ反ヲ用非也

と 正濫ニ片假名ノトノ字ヲ證據トシテ止ノ字也トアルハ非ナリ土ノ字ナリ止ノ字ニミテ音無之○一説亦同

つ 正濫ニ川ノ字ト云ヘリ是ハ大ニ非也つハ圖ノ外郭ヲ取テ用エ中畧ノ字ノ由古人ノ説アリ或ハつハ闘ナリ闘ノ字都豆ノ切都豆ノ切也ト云説アリ是又非也闘ハ都豆切也韻切ニ漢呉ハ音相交ルリ未聞皆漢音ト相見タリ呉ハ音モ有ト云ヘヤ未見之

○一說亦同

に　依ハ是正字也假名ニ書トキ心ヘ也俗ニ江ノ字ナヲ用ハ誤也江ハコウノ音ニテエト讀ハ訓也依ノ字本也ナヘニエトテ元エノ字ヲ書モ衣ノ字ノヤツシ也

て　天此字半畧ノ字天如此畧セル也ト古說有之

め　正濫ニ女ノ字ト云非也女ハヨミナリ　漢ノ草字ニ面ノ字ノ書様メノ字ニ似タリ　面如此決メ女ノ字ニ非ス○一說亦同

片假字

ハ　正濫ニ八ノ全文ト云ヘリ　片カナハ専全文ヲ用ス省文ヲ用ルナレハ八ノ全文ニテハアルヘカラス半ノ字ヲ半如此取リ用ル也

ニ　正濫ニ二ノ全文也ト云ヘリ是亦右ニ云如ク省文ヲ用ル中ニ全文ハ入ヘカラス仁二如此ノ省文也

ヘ　前ニ見ヘタリ

ト　ト字ハ土ノ半書ヲ取テ作タル由前人ノ說アリ土如此

チ　正濫ニ千ノ全文トアリ非也省文ノ中ニ全文ハ入ヘカラス且千（セン）ヲチト云ハヨミ也千ノ字ニ非ス知如此

エ　正濫ニ江ノ省文也ト云ヘリ非也江（エ）ハヨミナリ　江ニハアラズ袁ノ上袁如此取用タル省文也

ツ　正濫ニ川ノ字津ノ字ニ通スルト云ヘリ津ハヨミナリ音ノ中ニ訓ノ交コトアルヘカラス州是ハ字義ニ水ヲ流シテ川トシ川ヲ埋テ州トストアリ然ラハ埋タル三点ナラント古人ノ說有之州ノ字ウクスツスノ通音ニ叶ヘリ依テツノ字ニ用タリ
貞丈云此書訓ヲハ用ヘカラサルコヲ云ナガラ州ノ字ノ訓ヲスト

云ヲ取テウクスツヌノ通音ノヿヲ云笑ヘシ

子 正濫ニ全文ト云ヘリ子ハ十二支ノ文字ニテ收トヨミメリ收ハ訓也訓ハ用ヘカラス且古首文ノ中ニ全文ハ入ヘカラズ子ハ蕁字ノ下ヲ取テ用タル也エケセテ子ト通音ニテ用也

メ 命ノ字ノ上ヲ古首ニ取リ命如此

ミ 美ノ字美如此

ヱ 智慧ノ字俗書ニ恵如此是ヲ取用ル也

貞丈云以上ノ説無理多シ

貞丈説

一 片假字ハ吉備公ノ作ト云傳フ空海ノいろはヨリモ遥ニ先ナリ片假字ノ文ハアイウエヲノ五十音也イロハニハアラス

一 片假字ヲ作レル主意ハ點畫ノ粗畧ニテ簡便ナルヲ專トシテ作ルニ依テ漢字ノ點畫ヲ省キ作リ點畫ノ粗ナルヲハ全文ヲ具ヘニ用タリハ゜ニ゜チ゜テ゜ノ類也全文ヲモ用ルヿアリト云ヘモ大抵古首文半躰ノ字ナカタキ故片假字ト云也後人片假字トス名目ニ囚ノ拘リ泥テ其全文ヲ用タル字ヲ見テ是ハ全文ナレハ片假字ノ名目ニ合ハズトテ別ニ本字ヲ求テ強テ片躰ノ説ヲ作ルハ誤ナリ其主意ヲ察セザルノ過也

一 片假字ノ中音ヲ用ル字多シ間又訓ヲ用タルモアリ音訓共ニ交レリ日本紀古事記万葉集等ノ歌ニ用ル所ノ假字ノ中音訓交レリ片假字モ其例ニテ音訓ヲ交ヘ用タリ後人片假字ノ正躰ヲ穿鑿スルニ其訓ヲ用ル字ニ當テハ是ハ訓也トテ別ニ字ヲハ求メテ強テ音ヲ附會スル者アリ古例音訓ヲ交ヘ用井タルヿヲ察セズ毎字音ヲ用テ一字モ訓ヲ交ヘシキトスル故僻

説ヲ云出ス輩多シいろはノ中ニモ音訓交レリ是モ後人其訓ヲ用ル字ヲ強テ音ノミニナサントシテ僻説サヘアリ

一 いろはハ片假字ヨリモ遥ノ後ニ出来タリ故片假字ノ文字ヲ取リ来テいろはノ字ニ用タルアリぺりノ類也

或説

一 ゆ 是ハ湯ト云字ノツクリヲ畧シ中ハカリヲ用タルナリ草書ニ湯湯書ノ湯半畧ノ文字ナリ

一 ゐ 是ハカナニ用ル如ゐ書テ是ハ俗ニ織ノ字ト云誤也穂（ズイ）ノ字ナリ然レトモ末恵ニ従テ作リタル由韻書ニアルニ依テヱケセテ子ヘメノ遍音ニテヘノ字ニ用来ルヨシ

一 ゑ 此ゑノ字書様ニ随テ両様也な是ハ南ゑ是ハ奈ノ字也

一 ゑ 此字俗ニ疊ノ字ト云誤也盈ノ字也

一 ま 此字末ノ字ナリ

一 も 遣ノ字ナリ

一 ゝ 化字ト云説アリ化ニ非ス一个ノケノ字ナリ

一 も 壽ノ字ヲ畧シタルナリ

一 て 天ノ字ト云説非ナリ伝ノ字半畧ナリ

以上可用説アリ又無理ナル説アリ不可盡信者也

〇或説ニいろはハ弘法大師ト勤操ト心ヲ合セテ作レル也俗ニやまけふこえてヨリ以上ハ弘法あさきゆめヨリ以下ハ勤操ノ作ト云ハ非ナリ全篇両僧心ヲ合セテ作レルナリト云 勤操姓ハ秦和州高市郡ノ人也元亨釋書巻ノ二ニ傳アリ

〇一説ニ空海ト護命僧正ト作ルト云

狩衣考　付 狩襖 狩袴 奴袴 指貫 素襖

一

狩衣ハ元ハ鷹狩ニ鷹飼大宰ナトノ着ル服ナルヘシサレバ本ハ布ニテ調タル故布衣トモ云鷹ツカフニ袖ノ妨ニナルユヘ袖口ニ括緒ヲ刺貫テ其緒ヲ手首ニテモノテ小手ノ如クスル也其上ニ韝タカタヌキヲサス也古画ニ其躰見エタリ上古ハ文官ノ表衣ヲ袍ト云其制縫腋也武官ノ表衣ヲ襖ト云其制闕腋也狩衣ハ其制闕腋ニシテ襖ニ似タレバ狩ニ着ル襖ト云コトニテ狩襖トモ名付シナラシ是古名ナルヘシ名目抄狩襖ノ下ニ又号狩衣ト見タルゾ能ク叶ヘル説ナルベキ其外ノ装束抄源氏ノ抄物ナドニ狩衣ト狩襖ト別物トスルガ故ニ其説オボツカナキ義アリ

一狩衣ハ布ニテ制スルユヘ布衣ノ名アリ　サレドモ延喜ノ比稀ニ絹ニテ制シタルモアリシニヤ延喜弾正式ニ裁テ絹絁ヲ為獵衣袴トスルヿヲ禁断セラルヽヿ見エタリ宇多天皇以来鷹ヲ好マセ玉ヒシヨリ代々ノ帝野ノ行幸度々アリケレドモ皆鷹飼ニ鷹放サセテ御覧アリシナルヘシ白河院兼保ノ野ノ行幸ニハ御身ヅカラ鷹放サセ玉ヒシニヨリテ鳳輦ノ左ノ柱ヲトラレケルヨシ嵯峨野物語ニ見タリ此時ニ主上ナメニモ御身ヅカラ鷹放ツセ玉ヒケレハ況ヤ公卿殿上人モ手ヅカラ鷹放シケルナルヘシ此時布ノ狩衣ハヨキ人ノ着ベキニアラサレバ綾織物ヲ以テ制シ始シニヤ於是狩衣ノ躰一変シタル歟狩衣ハ本ハ狩ノ服ナレドモ着用シテ使利ナル物ナレハ狩ナラヌ時モ是ヲ着スルヿニナリシハ於是狩衣ノ用一変シタル歟、

一行平ノ狩衣ノ袂ニ鶴ヲヌヒモノニセシ事伊勢物語ニ見タリ是モ布狩衣ニ風流ニヌイモノセシニゾアルベキ此時イマダ織物ノ狩衣アルベシトハ思ハレズ

一狩袴ハ狩衣ニ具シタル袴ナルユヘ狩袴トイフ也和名抄布衣袴ノ下ニ此間ニ云加利岐沼謂衣則袴可知之ト見タリ此意ハカリキヌトイヘハ袴モ狩袴トイフヿヲ知ベシトイフヿ也又和名抄奴袴ノ下ニ奴袴佐師沼岐乃波賀萬漢語抄ニ云絹狩袴或ハ云岐奴乃加利八加萬ト見タリ然レハサシヌキノ袴トイフ又カリ袴トモイフ也是ヲサシヌキノ袴トイフハ袴ノスソニ括緒ヲ刺貫ク故ノ名也野宮定基卿ノ説ニ袴ノスソノ括リヲスソニ刺シ貫クユヘ指貫トイフ只今ノ奴袴ノ如ク括緒ヲヌヒフクミタルヲコメクリトイフト宣ヘリ奴袴ト

ト書クハ元狩衣ニ昊シテ鷹飼犬牽キナドノ着ベキ袴ニテスソノ括ヲ上ケテ奔走ニ使リスル物ニテ賎人ノ服ナルニヘ奴袴ト書ナルヘシ是モ本ハ狩衣ト同シク布ニテ制シタルカ白河院ノ比狩衣ヲ織物ニテ制シ始ラレシニ随テ袴モ花美ニナリシナルヘシ狩袴モ狩衣ト同シク躰モ用モ一変セルナルヘキニヤ　奴袴ヲ俗ニヌハカマトヨムハ誤也 奴袴ニヌハカマノ訓古書ニハナシ

一　日本紀天武紀ニ着ニ括緒ノ袴ヲト見タルハ奴袴トハ別物ナラシ是ハ其裁縫ノ詳ナラ子バ一物トシ難キニヤ

一　源氏物語関屋巻細流ニ狩襖ニ裏アル由記シテ狩襖ノ裏ヲ取除タルヲ素襖ト云由見エタレドモ狩襖ト素襖裁縫同シカラズ上古布ノ狩襖ニハ裏アルヘキ歟又裏アルヲ裏ヲ取除レバ単狩衣トナル也素襖ニハナラズ　按素襖ノ襖字ハ上古ノ武官ノ襖ニモ又狩襖ニモ拘ルベカラズ王篇襖ノ字ノ注ニ袍襖トアリ襖モ袍ト同ク表衣ノ名也賎者ノ表衣麻布ニテ制シ文飾ナキ故素襖ト云

一　襖ノ字俗ニフスマト訓シテ表裏二重合セタル物ノ名トスルハ何ニ據リタル義ナル歟イマダ詳ナラズ

追記正字通ニアリソレニヨリテ裏アル狩衣ヲ狩襖ト云説アルカ不用之

安永九年庚子二月朔　伊勢平蔵貞丈記

浅まし 草乃本意

浅茅ヶ宿乃大意

自叟按ずるに浅茅ヶ宿一章の根拠世すること多し土波就て言ふなら
毎に少なかれし旅める道又同居として江戸をまかりそ此流
しかるにあれとも心も浮世も薫路の心を人の為に
多いてむことせる葉なりとする事は皆言事は此流れもうつて
あるはなめるなる薫路が此さらしとうける主意はこれ
あるすの日くらし硯もむかし心をくばりゆくよし世事
そのききつするとら宮世て考へし薫路の心あるからは人の為
ませんとそうけるもあらず浅茅ならしあるまする心は梅の花く
ははあせく思ひまれるまときのものきけふもうさあせても
うきてはれしのさびしきこれはなうてさみとせしあり

世をわたりゆくわざはひとすぢの事なれば必ずしも一道ならず
神道もあり儒道もあり老荘の道もあり佛道もあり歌道も
あり楽の道もあり蹴鞠の道もあり武道もあり好色の道
もあり世上の奇特をもあつめたるありゆくといふこれをいふ
り今ここにははさらし世にもてはやせし草紙もさしつ
けんばかりあるべしとはよも思ひしにはなくて何となく
うきよをよろこびしより今の世にいたりて見るとてそれを集らして
近頃は流行して人強て人の為教訓の中に書なるなど云は草紙
の草紙にはあらし只色好の道徳はなりとある一 強て人
の為教訓の書とはして読しめ好色のをなびかける事は
そうしては教訓にもあらざるやうに思はるる折りし教訓を述
てまはば教訓の書もすてすむにおもし筆強とらひ

川べし人の為になる事は教訓を読きこえし書とおもむく事
とりける事なれどさもあらぬやうにすぐれたるをくみとりたることにて
事になきをべく教訓書し人のしたれて此の草書作者の名をあらはし
よたりのとうしして此書をあらわしまとにしてしなれども強て事を
ひきそこへおくぞするより其の作者の本意をたがへる事もいでくる事
ほかつれし其三ケの事あなどは事に重好のかけるは秘事を
てものはさるあれども今をさかへ人の今をとあきぬ人秘事とするなるべく
し人の為にとならぬ事をは人をもつてさおもうとらせ教訓を証し
をも知りて其の世までも書を守り傳りぬべし人の知らぬところ書の
ものをとりたるをてひきりなとりぬしをとりてはよきか
よはあらず名をもとめ利をもとめるの為とこそおもひそれる
安永二年八月の末のつかたふとせ

工夫さびしかれハ我ゟすさびしの慰に書つけぬ

伊勢平藏貞丈書

俗說贅辨曰保侶乃說に俗曰ほろハ淫楚なら母の衣をいふ
これも又源平盛衰記の軍家に書いて文字のちがひもあるとかふ
今按するに非なり母の衣の說西土の書に出たり能は千書
近世日本人の偽作にして西土の作にあらず又書の名をいふもあれ
ぬものなるを始めたる此略訓なり太平記合戦の鎧を前に綴りあと
れり今の代に鎧をかけてさしもふかも先のもろより出たるをとて
そのものの用にたてやうあるを鎧にかけ事皆其衣のみならず事に
や文字にハ三代實録に保侶といふけるを吐ふかけて文字を書るとふ
附会の說なり旧名抄に云ふ月将の大将の旗と同じなれ推ん
保呂羅推ん保呂といふ帰見あり又云ふ帰ある者の
云しハ母衣ハ羽衣なりと云ふて不略

俗説辨母衣説辨

井沢蟠龍子か俗説辨後編曰 俗説云 幌ハ軍陣にて敵と
くミあひて首をとらざる為にかけるなり○羅山子云
弓馬の家に軍陣の时母衣をかくることあり母衣ハ
るなりそ人胎内にありて胞衣につゝまるゝ時ハ動気あれども
安全に心なりワかが静にして虚なるときハよく生ずるに白
及ひなそれば矢石のあたるべきともそへかゝらず進みゆくとき
胞中にある時を用しまもりとすべき心持にて母衣をかくる也こ
れによりて母衣の制法ハ今とその定め節道抜などのこともし
肩背にかけたる右のことを神とう通して胸の下に结びつ
けてむすぶ也弓馬の家に秘する事なれハ世の人母衣の制法
をしらざる者多けれバ武士としてしらずんバあるべからんや 神道於中俗解

負て接敵て組あふ時にはならざる為にまうけたる物也といふ
後の考ハ代ハなるハ物かくしを包みて背に負たるものとなる
るなり物あるハ害をなして時あふの体によりてもなるべ
しそってあふの色ハからずといふ事にハ其なるの中にある
旗風にてあたらぬ程にして組てこそば時なるに用られて
なるべからずといふ事に家の母衣の利害あるにもせよ敵もなる
とうけてハ敵をも右の利害あるべし平時といふまでもなき
組なるとうけたる時ハ敵の共ある武者とハ組ずしてあるらけ
ざる敵ををらひて組べき我がなるの利害あるべからんをハ定むべし
羅山子が胞衣にかけるとうのハ下学集の説を授けし
胞中にある時の如く心を往とく自女にも恐れず矢石にも
怪らず進べき為に母衣をかけるといへるハ大儒の似合ざる

るは皆なり。それ戦場に赴く者の白刃矢石を恐れざるは勇
気の至也。勇気は仮初の義をもちたる者の強けれ
ばなり。何ぞなかるべきかくる信ならんや。勇気なからざる者なるより
けたれども、とて勇気の様をなすべきそれも非し。又今の世の神道
者などの如く云へるものといへども妄説也。浮世なりて古代のことの
の辞風をたる人少く、剣は仏事の徒新説を作り出して世に
に似たる書を偽作するにあらずして古代のことなきといふ説也とも
て人の歌し者あり。羅山などに説を信じて旧蔵資服の如
くになるよしいへるなり也。古代のことの製法の事古代の如く也
古代なるものなるをもとをもとにて古の製法をもて書紀
又は国史類書の時代にあらぬ為に説なきにあらず、殆ほかは
なきものにするにもあらず、雑なる者の言ふなるの事なし

おなじも何とぞ古代のおもむきの辞風を考別に一冊の書にあ
らはしつる説もあらぬ書にし。ぬ庸才浅学の事は自ら事に
雑編なる事あり。いずれ、不稽杜撰の説なりとも大儒博士
の説とせぬものは、まづ其者の来て其事なる信して其説を
資る事なり。蟠龍子がめでたき大才博学の士すら羅山子
が浮言妄説に惑ひて俗説妄に載る。況や庸才浅
学の者においては、予も亦庸才浅学なれども、もろもろの事に
そこなはれしと雑に似たりとこれ古の智者千慮の一得ならん
歟といへども、いつかあるべからん、自ら信じてとる事
なきにこそあらめ

明和九年夏五月十八日

伊勢平蔵貞丈識

文化二年乙丑四月九三日写終 吉川 范十郎元良

天保五年甲午十二月三日写終 小八紀樓屋盛之